

平成 25 年度株式会社民間資金等活用事業推進機構の  
業務の実績評価について

平成 26 年 12 月 26 日

～目次～

1. 背景
2. 平成 25 年度の業務の実績評価について
3. 具体的な評価
  - I. 支援決定の実績等について
  - II. 収入・支出予算の執行について
  - III. 支援基準との適合性について
  - IV. 官民ファンドの運営に係るガイドライン対応状況について
  - V. KPI の達成状況について
4. 総括

別紙 平成 25 年度に支援決定を行った案件概要

(参考) 基本情報

- I. 本社
- II. 資本金
- III. 役員の状況
- IV. 従業員の状況
- V. 組織図
- VI. 第 1 期決算の概要
- VII. 支援基準

## 1. 背景

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき、平成 25 年 10 月 7 日に設立され、平成 26 年 3 月 31 日に第 1 期事業年度の決算を迎えたところである。

内閣総理大臣は、法第 65 条第 1 項に基づき、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならないものとされている。この報告書は、以上のような背景を踏まえて、平成 25 年 10 月 7 日から平成 26 年 3 月 31 日（以下「平成 25 年度」という。）の機構の業務の実績について評価したものである。

## 2. 平成 25 年度の業務の実績評価について

機構の業務の実績については、支援決定等が行われているか、内閣総理大臣が認可した収入・支出予算が適正に執行されているか、内閣総理大臣が定めた株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成 25 年内閣府告示第 232 号。以下「支援基準」という。）に沿って業務運営がされているかを基本として評価する。また、官民ファンド共通のテーマとして官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）が決定され、これを踏まえて機構の中長期的な目標を掲げる KPI（目標時期及び数値目標をいう。）が設定されたことから、これらの達成状況についても評価している。

評価に当たっては、具体的な案件の支援決定に向けて実施した業務だけでなく、組織体制や規程類の整備等も含めて、機構が平成 25 年度に実施した業務を確認して評価している。

### 3. 具体的な評価

#### I. 支援決定の実績等について

##### i. 支援決定の実績等

機構は、平成 25 年 10 月 7 日に設立された。平成 25 年度末までの機構の支援決定、支援実行等の実績は表 1 に示すとおり。

表 1. 平成 25 年度末までの支援決定等の実績（直接出資等）

	支援 決定額	支援 実行額	年度末 借入金 残高	支援 決定数	支援 実行数	処分決定 件数
平成 25 年度	1 百万円	1 百万円	0 百万円	1	1	0
累計	1 百万円	1 百万円	0 百万円	1	1	0

平成 25 年度に決定された第 1 号案件は女川町（宮城県）の PFI 事業である水産加工団地排水処理施設整備等事業の事業者に対する支援である。平成 25 年度内に支援決定を行い、SPC（特別目的会社）に対する出資が実行された。支援決定額及び支援実行額はいずれも 1 百万円であった。

機構は、PFI 事業が増加して機構の支援実績につながるよう、株主である地域金融機関のネットワーク等を活用して、地方公共団体に対して特定選定事業である PFI 事業を実施するよう働きかけるとともに、民間事業者に対する PFI 事業の普及に取り組んでいる。

なお、現時点において、本格的なインフラ投資市場がないため、間接出資等の案件はない。

##### ii. 支援決定の実績等に関する評価

機構においては、地方公共団体や民間事業者に対する普及活動を積極的に実施していると認められるものの、平成 25 年度の支援決定の実績は 1 件にとどまっていることから、今後、機構の支援実績や我が国における PFI 事業の拡大に繋がるよう、より一層積極的に取り組むことが期待される。

## II. 収入・支出予算の執行について

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされており（法第 58 条第 1 項）、また、毎事業年度終了後 3 月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないとされている（法第 60 条）。

よって、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

### i. 収入予算の執行

#### <出資金収入>

平成 25 年度の出資金収入は、政府からの 100 億円の出資のほか、民間から、設立時に 87.5 億円、平成 25 年 12 月に第三者割当増資により 12.5 億円の出資があり、総額は予算額のとおり 200 億円である。なお、平成 25 年度末時点の出資者（財務大臣及び民間 70 社）は表 2 のとおりである。

表 2. 出資者一覧（平成 26 年 3 月 31 日時点）

財務大臣	株式会社十六銀行	株式会社福井銀行
株式会社あおぞら銀行	株式会社荘内銀行	株式会社福岡銀行
株式会社青森銀行	株式会社常陽銀行	芙蓉総合リース株式会社
株式会社秋田銀行	信金中央金庫	株式会社北越銀行
株式会社足利銀行	株式会社新生銀行	株式会社北都銀行
株式会社阿波銀行	株式会社損害保険ジャパン	株式会社北洋銀行
株式会社池田泉州銀行	第一生命保険株式会社	株式会社北陸銀行
株式会社伊予銀行	株式会社第四銀行	株式会社北海道銀行
株式会社岩手銀行	株式会社千葉銀行	株式会社みずほ銀行
NEC キャピタルソリューション株式会社	株式会社中国銀行	みずほ信託銀行株式会社
株式会社大分銀行	株式会社筑波銀行	株式会社みちのく銀行
株式会社大垣共立銀行	東京海上日動火災保険株式会社	株式会社三井住友銀行
株式会社鹿児島銀行	東京センチュリーリース株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社紀陽銀行	株式会社東邦銀行	株式会社三菱東京 UFJ 銀行
株式会社京都銀行	株式会社東北銀行	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
株式会社群馬銀行	株式会社南都銀行	株式会社武蔵野銀行
興銀リース株式会社	株式会社西日本シティ銀行	明治安田生命保険相互会社
株式会社埼玉りそな銀行	株式会社日本政策投資銀行	株式会社山形銀行
株式会社佐賀銀行	日本生命保険相互会社	株式会社山口銀行
株式会社滋賀銀行	株式会社八十二銀行	株式会社山梨中央銀行
株式会社四国銀行	株式会社肥後銀行	株式会社横浜銀行
株式会社静岡銀行	株式会社百五銀行	株式会社りそな銀行
株式会社七十七銀行	株式会社百十四銀行	株式会社琉球銀行
株式会社十八銀行	株式会社広島銀行	※五十音順（財務大臣除く）

<借入金>

平成 25 年度末の借入金残高は 0 円であり予算額の範囲内であった。機構は、支援実行に当たって借入を行う場合があるが、平成 25 年度に支援実行された案件は 1 件であったため予算額を下回っている。

表 3. 主要な収入データ

(単位：千円)

科目	収入予算額	収入決済額
(款) 出資金収入	20,000,000	20,000,000
(項) 政府出資金	10,000,000	10,000,000
(項) 民間出資金	10,000,000	10,000,000
(款) 借入金	300,000,000	0
(項) 政府保証債発行	230,000,000	0
(項) 政府保証借入	70,000,000	0
(款) その他収入	0	3,434
合計	320,000,000	20,003,434

ii. 支出予算の執行

<貸付金>

平成 25 年度末の貸付金残高は 0 円であり予算額の範囲内であった。貸付金残高は支援実行により増加するが、平成 25 年度に支援実行された案件は 1 件であったため予算額を下回っている。

<出資金支出>

平成 25 年度の出資金は 1 百万円であり予算額の範囲内であった。出資金支出は支援実行により増加するが、平成 25 年度に支援実行された案件は 1 件であったため予算額を下回っている。

<事業諸費>

平成 25 年度の事業諸費は予算額の範囲内であった。事業諸費は、政府保証債の発行による各種手数料及び調査費用等が支援実行により増加するが、平成 25 年度に支援実行された案件は 1 件であったため予算額を下回っている。

<一般管理費>

平成 25 年度の一般管理費については、予算額の範囲内で執行されていた。

表 4. 主要な支出データ

(単位：千円)

科目	支出予算現額	支出決定済額
(項) 貸付金	187,500,000	0
(項) 出資金	125,000,000	1,000
(項) 事業諸費	807,582	3,560
(目) 事業諸費	767,520	495
(目) 調査費用	25,000	0
(目) 旅費	15,062	3,066
(目) 支払利息	0	0
(項) 一般管理費	492,056	366,416
(目) 役職員給与	195,694	121,468
(目) 諸謝金	25,121	9,895
(目) 事務費	190,711	174,995
(目) 交際費	2,159	540
(目) 退職給与引当金 繰入	17,171	0
(目) 固定資産取得費用	61,200	59,519
合計	313,799,638	370,977

iii. 収入・支出予算の執行に関する評価

平成 25 年度の機構の収入及び支出については、いずれも内閣総理大臣から認可された収入及び支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。

なお、今後、支援決定件数を増加させ、支援の実行により予算執行することを期待する。

### Ⅲ. 支援基準との適合性について

法第53条第1項に基づき内閣総理大臣が定めた支援基準に従って機構の業務運営がされているかについて評価を行う。

#### i. 平成25年度に機構が支援決定を行った案件に関する適合性

支援基準においては、支援対象となる対象事業について、公共性・公益性、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用、収益面における出融資等適合性に係る基準を満たすべきとされている。

機構は平成25年度に1件の支援決定（別紙）を行ったが、当該案件に係る支援基準適合性は支援決定時に確認している。

#### ii. 機構の業務運営に関する適合性

##### (1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

支援基準においては、特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めることとされている。

機構は、平成25年度には各種リスク分析により、資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断したものについて支援決定を行った。また、支援決定した案件についてモニタリングを実施することとしている。なお、平成25年度末までに処分決定に至る案件等が生じておらず、具体的な収益性について評価を行う段階には至っていない。

##### (2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

支援基準においては、支援の対象事業が特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう、適切な出融資を行うことに努めることとされている。

機構は、平成25年度には1件の支援決定を行った。

なお、機構は、多分野の公共施設等がPFI事業として形成されるよう全国の地方公共団体に働きかけを行っており、多分野、多地域の案件が含まれるポートフォリオの実現につながるものと考えられる。

### (3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

支援基準においては、事業・収支計画の精査、支援開始後のモニタリング等を適切に実施し、規律ある出融資等を行うこととしている。

機構は、平成 25 年 10 月に設立され組織体制の整備を進めてきたところであり、規律ある出融資等を行うという観点から、①機構の組織体制及び②平成 25 年度に支援決定した案件について評価したところ、以下の通りである。

#### ① 機構の組織体制

投融資部においては、支援決定に向けて PFI 事業を実施する事業者の事業・収支計画や経営体制について精査する。支援に至る経緯や支援の狙い等を深く理解した投融資部が、支援実行後も引き続き出融資先へのモニタリングを行うこととしている。

財務管理部は、公認会計士等の専門的知識・経験を有する人材によって構成されている。財務管理部は、投融資部からは独立して、出融資先のすべての案件について、客観的な財務・会計情報等に基づき、必要なモニタリングを実施する。

取締役会は、毎月開催され、支援先の財務状況や課題、取組状況が共有される。支援先に対するモニタリングの結果は取締役会に報告されることになる。

#### ② 平成 25 年度に支援決定した案件

機構が平成 25 年度に支援決定した案件は別紙のとおりであり、支援決定に当たり、収益面における出融資等適合性等の審査を行っている。また、当該案件については、支援決定後の事業の進捗状況をモニタリングしている。

なお、機構は平成 25 年度に設立されており、支援後の案件の状況に関する評価は翌年度以降に行うものとする。

### (4) 運用の透明性

支援基準においては、対象事業等について十分な情報開示に努めるとともに、対象事業者に対して投融資する民間金融機関等に対する必要な説明を適時適切に行うこととされている。

機構は、支援決定した案件について、支援決定、支援実行に係る情報を機構のホームページにて公開しており、引き続き情報開示、説明に努めることとしている。

なお、平成 25 年度末における支援実行件数は 1 件であり、当該支援実行時期が期末直前の平成 26 年 3 月 28 日であることから、当該案件に係る運用状況について情報開示する段階には至っていない。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

支援基準においては、対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関等の投融資を補完する等類似の民間金融機関等の活動を不当に妨げることがないようにすることとされている。

機構は、こうした趣旨を踏まえて支援内容を決定することとしており、平成 25 年度に支援決定した案件では、機構と民間の総出資額が、機構の出資額の 20 倍になっている。

案件名	呼び水効果（＊）
女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業	20 倍
平均（機構全体）	20 倍

\*呼び水効果：（機構及び金融機関等からの出融資額）÷（機構の出融資額）の平均値

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

支援基準においては、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備することとしている。

機構は、平成 25 年 10 月に設立され、執行体制の整備に努めてきたところであり、①支援検討プロセス、②支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用については、以下のとおりである。

① 支援検討プロセス

機構は、出融資の金額にかかわらず、全ての個別案件について、案件形成を支援する段階、投融資部において支援を検討する段階、財務管理部において内部審査を実施する段階、代表取締役社長により決裁を行う段階、支援委員会において支援を決定する段階の 5 つの段階を経て、支援決定している。

なお、機構は、現時点でファンドオブファンズに対する支援業務を行っておらず、当該業務に対応する内部牽制については、業務の具体化に応じて検討していく予定である。

➤ 案件形成を支援する段階

プロジェクト支援部が地方公共団体等へ赴き、PFI 事業の案件形成を支援している。具体的には、PFI の制度や事例の紹介、PFI 導入を検討している案件

の相談、セミナー活動等を実施している。

➤ 投融資部において支援を検討する段階

実施方針が公表された PFI 事業に関して、民間事業者から機構に支援の要請があった場合、投融資部において当該案件を支援できるかどうかを判断している。具体的には、機構の支援対象である特定選定事業等であり、支援基準に適合していること等を確認できたものについて、事業の採算性等を精査し、機構による支援の企画立案業務を実施することとしている。

➤ 財務管理部において内部審査を実施する段階

投融資部門から独立する財務管理部が、企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び機構の出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。

➤ 代表取締役社長により決裁を行う段階

機構として、企画立案された支援案件を支援委員会に付議することについて、社内決裁が行われる。

➤ 支援委員会において支援決定する段階

専門性及び独立性を具備する支援委員会が、主務大臣意見及び所管大臣意見を踏まえて、支援の対象とする事業者と支援の内容について決定する

② 支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用

➤ 利益相反チェック

機構は、利益相反管理規程を定め、利益相反取引情報の収集及び定期的な取締役会への報告を行う体制を整備している。利益相反管理については、職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会に取組状況が説明され、同委員長から取締役会に報告されることとされている。

なお、平成 25 年度において経営に重大な影響を与える、又は、取引先、機構等の利益が著しく阻害される利益相反に関する事案として報告された事例はなかった。

➤ 情報隔壁の構築

機構は、公共又は民間事業者候補と秘密保持契約を締結した場合には、社内システムにおけるアクセス制限措置を含め、電子媒体・メール・書類等の情報を隔壁することとしている。

また、情報管理に係る社内研修を機構の職員全員に対して実施するとともに、職員の出向元にも機構の情報管理等を説明し、情報隔離の徹底を図っている。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

支援基準においては、特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮することとされている。

機構は、東日本大震災で被災した宮城県女川町において、復興に向けた水産加工団地に必要な排水処理施設について、PFI 事業として整備・運営する事業者に対して平成 25 年度に支援決定している。

iii. 支援基準との適合性に関する評価

平成 25 年度の機構の業務実績について、内閣総理大臣が定めた支援基準の各項目に照らして評価したところ、いずれも支援基準に適合したものであることを確認できた。今後とも、支援基準を遵守して案件形成等の業務実績を積み上げるとともに、PFI 事業に対する機構の支援は比較的長期に及ぶことから、支援後も適切にモニタリングを実施し、適時開示を行うことで、運用の透明性を確保していくことが期待される。

#### IV. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況について

官民ファンドの運営に係るガイドラインに従って機構が業務を実施しているかについて評価を行う。

##### i. 運営全般（政策目的、民業補完等）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。</p>	<p>機構は、法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、出融資等方針を定めて支援業務を実施することとしている。また、機構は法に定めるところにより特定選定事業等を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うこととされており、これらの趣旨は出融資等方針に反映されている。</p>
<p>② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。</p>	<p>機構は、出融資等方針において「特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、会社の業務期間全体で必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めなければならない」として収益性の確保に努めることとしている。</p> <p>平成 25 年度に出資を行った案件についても、支援決定する際にリスク分析により資金回収の蓋然性等を判断するとともに、支援決定後もモニタリングすることとしている。</p>
<p>③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がなされているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。</p>	<p>機構は、特定選定事業等を実施する者を支援することとされており、以下のとおり、必要十分な資金供給等のために必要な組織構成となっている。</p> <p>（投資態勢）</p> <p>投融資部が PFI 事業を実施する民間事業者からの相談に対応し、投資案件を立案。財務管理部の審査を経たうえで、支援</p>

	<p>委員会によって投資が決定される態勢となっている。</p> <p>(窓口体制)</p> <p>地方公共団体や事業者等から支援に関する相談があった場合には、PFI 事業の進捗に応じてプロジェクト支援部又は投融資部が適時に対応する体制を整えている。</p> <p>(人材育成機能)</p> <p>機構は、地域金融機関等から職員の出向を受け入れるとともに、機構主催のセミナーを開催するなど人材の育成を行っている。</p>
<p>④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。</p>	<p>機構は、平成 25 年 10 月の設立直後にホームページを立ち上げ、支援基準を公開するとともに、機構の設立趣旨、支援方法等の情報を公開することで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が周知されるよう措置している。</p> <p>また、機構は、地方公共団体への往訪や民間事業者等との意見交換を通じて、機構の設立趣旨、支援方法、選定までの期間、手続等について適切に説明を行うことで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が理解されるよう努めている。</p>
<p>⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。</p>	<p>機構は、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議の決定を踏まえ、中長期的な指標である KPI を定め、業績を評価することとしている。</p>
<p>⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。</p>	<p>機構は、出融資等方針において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」として、民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完することとしている。</p>
<p>⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。</p>	<p>機構は、限られた期間内で PFI 事業の普及の呼び水となるよう、人材育成に係る KPI を定め、地域金融機関等からの職員の受入れ、機構主催のセミナーの開催など、地域人材の育成・ノウハウの提供に努めている。</p> <p>なお、人材育成に関連する KPI である「地域人材の育成・ノウハウ提供（機構へ</p>

	の受入、専門的なセミナーの開催、支援案件を通じた地域における人材の育成の状況」の実績は設立（平成 25 年 10 月）以来、平成 25 年度末時点の累計では 5 名となっている。
⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。	機構は、閣僚会議及び幹事会に対する報告について、内閣府を通じて正確かつ透明性をもって行っている。

## ii. 投資の態勢及び決定過程

### (1) 投資の態勢

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。	機構は、金融機関出身者等プロジェクトファイナンスの知識・能力を備えた職員を配置して案件発掘を行うとともに、監査法人からの出向者等を配置して具体的案件のデューディリジェンスを行う態勢を整えている。
② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。	機構が支援決定する際のプロセスは 3. III ii (6) ①に記載のとおり。 なお、平成 25 年度の機構の第 1 号案件（女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業）では、このプロセスに従い、支援決定がなされている。
③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。	機構が支援決定する際のプロセスは 3. III ii (6) ①に記載のとおり。 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みとして、機構は会社法に基づく監査役を設置するとともに、支援決定に際しては、取締役会から独立した支援委員会に、意思決定機関としての役割を持たせている。また、内部審査機能として、このプロセスに、財務管理部による個別案件ごとの審査を取り入れている。 なお、第 1 号案件支援決定時において、適切な支援決定手続を経ている。
④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必	機構では、法第 46 条第 1 項第 1 号に定

<p>要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか（大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等）。</p>	<p>めるところにより、支援委員会において支援決定を行うこととしている。支援委員会に対しては、監査役の出席と支援決定前に提出される内閣総理大臣及び所管大臣による意見（法第54条第2項及び第4項）が監視、牽制機能を果たしている。</p> <p>平成25年度の支援決定に当たっては、支援委員会への監査役の出席、支援決定前の内閣総理大臣及び農林水産大臣の意見聴取が行われている。</p> <p>なお、機構は出融資の金額にかかわらず、全ての出融資案件において同様なプロセスをとっている。</p>
<p>⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か（給与・賞与レベル、成功報酬、競業禁止義務等の退職に関する制限の有無等）。</p>	<p>機構は、類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、職員の給与水準を定めるとともに、業績連動賞与を設けること等としている。</p>
<p>⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。</p>	<p>機構は、現時点でファンドオブファンズとしての支援業務を行っていない。今後、業務の具体化に応じて、ファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みについて検討していく予定である。</p>

(2) 投資方針

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか（業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等））。</p>	<p>機構は、政策目的に沿って業務が実施されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、出融資等方針を作成し、投資方針のチェックを実施している。</p>
<p>② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価</li> <li>・ 民間資金の呼び水機能</li> <li>・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補</li> </ul>	<p>機構は、政策目的に沿って業務が実施されるよう出融資等方針を作成しており、左の趣旨はその中に反映されている。</p>

<p>完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR等）、EXIT実現可能性の確認</li> <li>・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等）</li> </ul>	
---	--

(3) 投資決定の過程

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。</p>	<p>機構が支援決定する際のプロセスは3. III ii (6) ①に記載のとおり。</p> <p>機構は、政策目的に沿って出融資が実施されるよう内閣総理大臣が定めた支援基準に則して出融資等方針を作成している。また、支援決定に際してはフロントオフィスから独立した財務管理部にて内部審査を行い、中立的な支援委員会が支援内容を検証し、支援を決定している。</p> <p>なお、平成 25 年度末時点において、支援委員会で否認された案件はない。</p>
<p>② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。</p>	<p>機構は、設立後間もないため持込件数自体が少数であり、評価を行う段階に至っていない。一方で、今後、持込件数が増加した場合にも案件の選別が適切に行われるよう、機構は財務管理部による審査を行う等、投資決定プロセスに係る内部統制を整備している。</p> <p>なお、機構において支援に係る決定を行う組織には支援委員会が該当するが、平成 25 年度において支援委員会に付議された案件数は、1 件であり、当該 1 件について適切に支援決定がなされている状況である。</p>

(4) 経営支援（ハンズオン）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行われているか。	機構は、原則として投資等に伴う経営支援（ハンズオン）は行わないため該当なし。

(5) 投資実績の評価及び開示

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する</li> <li>・ 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する</li> <li>・ E X I Tの方法、時期は個別案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する</li> </ul>	<p>機構は、出融資等方針において、「会社は、対象事業者の企業情報及び財務情報等に基づき、出融資等のモニタリングを随時適切に行うもの」としている。</p> <p>機構の支援実績は平成 25 年 3 月に実行した 1 案件であり、今後、左を踏まえてモニタリングを行うことが期待される。</p>
<p>② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。</p>	<p>機構は、出資について決算時に時価評価することとしている。</p> <p>また、当該内部評価が適切に行われていることを裏付けるため、監査法人による外部監査を受けている。</p>
<p>③ 個別案件及びファンド全体において、政策目的との関係で効果的な運用となっているか。（運用目標や政策目的の達成状況が事後検証可能な指標（KPI）等を個別案件において設定し評価を行っているか、また、ファンド全体の KPI についても設定、公表がされているか等）</p>	<p>機構は、個別案件及び機構全体に関して、KPI を定め、業績を評価することとしている。</p> <p>KPI に関する評価については、「V. KPI の達成状況について」を参照。</p>
<p>④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。</p>	<p>機構は、出資について決算時に時価評価するなど可能な情報を数値化して情報を開示することとしている。</p>

(6) 投資の運用方針の見直し

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資の運用実績の評価に基づき、運営方針の変更等が適切に行われているか。(実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット(PLやBS等の指標)、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とその場合の対応などが適切に行われているか)</p>	<p>機構は、出融資等方針において、「出融資等のモニタリングにおいて、個別融資等案件の実績が当該出融資等案件の見通しから著しく外れた場合には、個別出融資等案件の方針を見直すことも含め、対応を検討するもの」としている。</p> <p>なお、平成25年度の支援実績は3月に実行した1案件であり、運用実績に特段問題はないため方針変更は行っていない。</p>

iii. ポートフォリオマネジメント

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 個別の案件でのリスクテイク(その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか)とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネジメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネジメントを確保する態勢(責任者、組織等)は整備されているか。</p>	<p>平成25年度の支援実績は3月に実行した1案件であることから、ポートフォリオについて評価を行う段階には至っていない。</p> <p>一方、機構は、支援対象の地域や事業規模の多様性も考慮しつつ、特定の事業分野に過度に偏ることがないように、代表取締役社長の責任のもと、適切な分散出融資等に努めることとしている。</p> <p>また、PFI事業等への支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、業務期間全体に必要な総支出額を上回るように、事業年度ごとに進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性の確保を目指している。</p> <p>さらに、支援案件のインフラ分野数のKPIを平成28年度末までに空港・上水道・下水道等5分野と設定しており(平成25年度末時点の実績は1分野)、リスク特性及び地理的特性の異なる支援対象に分散出融資等を行うことにより、最適なポートフォリオマネジメントを行うことができるよう、財務管理部がモニタリングを行う仕組みを整備している。</p>

<p>② 投資実績、運用実績を評価し運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。</p>	<p>平成 25 年度の支援実績は 3 月に実行した 1 案件であり、運用実績に特段問題はないため投資の運用に係る方針変更は行っていない。</p> <p>なお、投融資部のほかに、財務管理部がモニタリングを実施できる態勢を構築している。</p>
---	---

#### iv. 民間出資者の役割

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。</p>	<p>機構は、民間出資者に対して、機構に対する出資とともに、PFI 事業の普及への協力を求めている。例えば、出資者である地方銀行のネットワークを通じて地方公共団体を訪問し、公共施設等の整備等を PFI 事業として実施するよう働きかけを行っている。</p>
<p>② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。</p>	<p>機構の出資者は金融機関等であり、PFI 事業の拡大によるインフラ投資市場の整備を期待している。機構の個別の投資案件については、株主総会や事業報告を通じて説明し、意向を確認している。</p>
<p>③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。</p>	<p>機構に対する民間からの出資は普通株式となっており、国からの出資条件と同等となっている。</p>
<p>④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。</li> </ul>	<p>機構は、支援決定時における支援内容等について適時、自社ホームページにおいて公表している。</p> <p>支援実行後においても株主総会を通じて支援状況等を民間出資者に対して報告している。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。</li> </ul>	
--	--

v. 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。</p>	<p>機構は、国からの3名の職員を受け入れ、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築している。</p>
<p>② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。</p>	<p>機構は、支援決定時における支援内容等について自社ホームページにおいて公表している。また、機構の業務活動を示す事業報告、計算書類及び監査報告書を公表し、支援実行後においても情報開示に努めている。</p>
<p>③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等</li> <li>投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等</li> </ul>	<p>機構は、平成25年度には、投資内容、投資決定のプロセス、背景等について監督官庁に報告して投資決定を行った。</p> <p>なお、当該案件について、支援実行後における左記評価を行う段階には至っていない。</p>

<p>④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由についての事前の説明も含め適切に報告しているか。</p>	<p>機構は、支援対象事業に関する守秘義務契約が存在する場合、法第 57 条第 1 項に基づく情報を提供する際に、監督官庁に対してその旨を報告している。</p>
---	--

vi. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況に関する評価

平成 25 年度の機構の業務実績について、官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして評価したところ、いずれもガイドラインに適合したものであることを確認できた。今後とも、ガイドラインを遵守して案件形成等の業務の実績を積み上げていくことが期待される。

## V. KPI の達成状況について

機構は、法第 31 条（機構の目的）を達成するべく、同条に沿って i. 機構の資金供給、ii. インフラファンド市場の育成（需要変動リスクの伴うインフラ整備等に対する民間投資の喚起）、及び、iii. 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の普及、という 3 項目について KPI を設定している。

そこで、機構の KPI に対し平成 25 年度末時点における達成状況を示し評価を行う。

### i. 機構の資金供給

#### (1) 支援案件の事業規模

（機構が資金供給を行った案件の事業規模の合計金額）

目標時期及び数値目標	平成 25 年度末における達成状況
平成 28 年度までに 15,000 億円	約 25 億円

#### (2) 支援案件のインフラ分野数

（例：空港・上水道・下水道 等）

目標時期及び数値目標	平成 25 年度末における達成状況
平成 28 年度までに 5 分野	1 分野（排水処理施設事業）

#### (3) 機構の収益率

（総収入額÷総支出額）

目標時期及び数値目標	平成 25 年度末における達成状況
1 倍超	平成 25 年度末（3 月 28 日）に 1 号案件に対する出資を実行したのみであり、現時点において支援に係る資金回収は行われていない。

### ii. インフラファンド市場の育成

（需要変動リスクの伴うインフラ整備等に対する民間投資の喚起）

#### (1) 呼び水効果

（[機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額]の平均値）

目標時期及び数値目標	平成 25 年度末における達成状況
3 倍以上	20 倍

#### (2) 民間インフラファンド組成に向けた取組

(民間インフラファンド組成のための実務的な打合せを行った事業者数)

目標時期及び数値目標	平成 25 年度末における達成状況
平成 28 年度までに 10 社	0 社

iii. 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の普及

- (1) 市場関係者へのアドバイス件数  
(地方公共団体、地域金融機関、事業者等へのアドバイス件数 (延べ))

目標時期及び数値目標	平成 25 年度末における達成状況
平成 28 年度までに 500 件	100 件

- (2) 地域人材の育成・ノウハウ提供  
(機構への受入、セミナーの開催、支援案件を通じた地域における人材育成の状況)

目標時期及び数値目標	平成 25 年度末における達成状況
平成 28 年度までに 200 名	5 名

- (3) 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の件数  
(平成 25 年度 10 月設立以降の事業の件数)

目標時期及び数値目標	平成 25 年度末における達成状況
100 件	8 件

iv. KPI の達成状況に関する評価

平成 25 年度の機構の業務実績について、法第 31 条に定める機構の目的を反映して設定された KPI に照らして評価したところ、KPI の達成を目指して業務が実施されていることを確認できた。今後の取組により、KPI を達成することが期待される。

#### 4. 総括

今回、機構が平成 25 年度に実施した業務の実績評価を行った。機構が設立されてから平成 25 年度末までに、業務期間は半年余りで、支援決定された案件は 1 件であり、出融資金の回収に至った案件はないことから、これまでの具体的な案件の決定に向けて実施した業務や組織体制、規程類の整備等の業務からできる評価を実施しており、今後、事業の進捗に応じて投資収益実績等に係る評価を実施することになる。

##### ➤ 平成 25 年度の機構の業務の実績評価

機構においては、地方公共団体や民間事業者に対する普及活動を積極的に実施していると認められるものの、平成 25 年度の支援決定の実績は 1 件にとどまっていることから、今後、機構の支援実績や我が国における PFI 事業の拡大に繋がるよう、より一層積極的に取り組むことが期待される。

また、平成 25 年度の機構の収入・支出については、認可された予算の範囲内で適切に執行されていることが認められる。

さらに、機構による出融資については、平成 25 年度において 1 件の支援決定がなされているが、当該決定は支援基準に適合しており妥当であると認められる。機構の業務運営については、支援決定までの意思決定プロセス及び支援決定後のモニタリングを行う体制や継続的な支援を行うための体制等を適切に構築しており、支援基準に適合しているとともに、官民ファンドの運営に係るガイドラインも遵守していると認められることから、妥当であると認められる。

一方、機構の KPI については、平成 25 年度において実績が上りはじめていると認められるものの、KPI の達成に向けて今後も積極的に取り組んでいくことが求められる。

##### ➤ 今後の取組に関する期待

今回、機構の設立後初めての業務実績評価を行ったが、機構には、今後とも認可予算、支援基準及びガイドラインを遵守しつつ、支援決定等の具体的な業務実績を積み上げ KPI を達成していくとともに、我が国における PFI 事業の拡大に貢献することが期待される。

## 平成 25 年度に支援決定を行った案件概要

## (1) 女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	鹿島建設グループ (構成員：鹿島建設株式会社東北支店、メタウォーター株式会社東北営業部、森永エンジニアリング株式会社、田中建設株式会社、NECキャピタルソリューション株式会社、福栄肥料株式会社、株式会社エステム)
② 支援決定日	平成 26 年 2 月 21 日
③ 支援実行日	平成 26 年 3 月 28 日
④ 支援決定額	1 百万円 (出資)
⑤ 事業概要	<p>女川町では、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた女川町地方卸売市場をはじめとする製氷・冷凍冷蔵施設や水産物加工処理施設等の早期復興に向け、地方卸売市場の背後に位置する宮ヶ崎地区の漁港区域を拡大し、水産業関連施設の集積化を図り、基幹産業である水産加工・流通業の拠点となる水産加工団地を整備する計画を進めている。</p> <p>本事業は、この水産加工団地を整備する計画に基づき、水産業関連施設から排出される汚水により、良好な沿岸漁場である女川湾の水質悪化を防止するため、排水を一元的に処理(浄化)・管理する排水処理施設を整備し、水産関連事業者が共同利用することにより、環境への負荷を低減し漁場の保全を図るものである。</p>
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、環境への負荷を低減し漁場の保全を図るものであるとともに、被災した女川町の基幹産業である水産業の復興、ひいては地域経済の活性化を図ることを目的として実施されることから、公共性・公益性を有しているといえる。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業において事業グループが組成する SPC (特別目的会社) に対する出資総額は 20 百万円であり機構が出資する 1 百万円 (5%) 以外はすべて民間からの資金によるものである。この点、民間の資金を十分に活用しているといえる。また、本事業は、性能発注であることから、民間のノウハウが最大限活用されることが見込まれている。さらに、設計、建設、維持管理、運営を一括して発注することで、早期稼働が期待でき、早期復興にもつながるものと考えられる。

③ 収益面における出 融資等適合性	<p>女川漁港は第 3 種漁港に指定されている日本有数の漁港であり、女川町における水産業は効果的な事業であると考えられる。当該漁場は、リアス式海岸は天然の良港を形成し、牡蛎や帆立貝、銀鮭などの養殖漁業が盛んで、金華山沖漁場が近いことから、地方卸売市場には暖流・寒流の豊富な魚種が数多く水揚げされている。そして、本事業は付帯施設として乾燥施設を建設することによって、コスト削減や肥料販売による収入が見込まれており、効率的な事業であると考えられる。</p> <p>また、流入量の需要予測について、当初想定を大幅に下回った場合においても、女川町の最低保証等により、資金不足に陥る蓋然性は低いと判断しうる。</p>
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	<p>女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業は、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県牡鹿郡女川町の基幹産業である水産業の早期復興に向けたインフラ整備に必要な事業であり、機構の支援により民間の資金及び知恵を活用して社会資本の整備及び運営を推進することは、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。</p> <p>本件は、機構の支援案件第 1 号である。支援基準を踏まえた的確な支援を実施することにより、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。</p>
② 所管大臣意見 (農林水産大臣)	<p>本件に係る支援を決定することに、水産業の発展等の観点から異存はない。</p> <p>なお、民間資金等活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定選定事業等の実施に当たっては、排水処理施設の円滑な整備・運営の実施に配慮されたい。</p>
4. モニタリング状況	
① 平成 25 年度末における時価評価	1 百万円
② 平成 25 年度末における本件の状況	平成 26 年 4 月 1 日から施設整備開始。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(参考) 基本情報 (平成 26 年 3 月 31 日時点)

I. 本社

東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号大手町ビル 8F

II. 資本金

100 億円 (出資金額 : 政府 100 億円、民間 100 億円)

※出資総額のうち、2 分の 1 は資本準備金とされている。

III. 役員の状況

役職	氏名	重要な兼職状況
○代表取締役社長	渡 文明	
専務取締役	半田 容章	
○社外取締役	赤羽 貴	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 (内閣府 PFI 推進委員会専門委員)
○社外取締役	上村 多恵子	京南倉庫(株)代表取締役 京都経済同友会理事 (国土交通省社会資本整備審議会委員)
◎社外取締役	松田 修一	ウエルインベストメント(株)取締役会長 早稲田大学名誉教授 公認会計士 (財政制度等審議会財投分科会 元専門委員)
○社外取締役	大垣 尚司	立命館大学大学院法学研究科教授 (金融審議会専門委員)
社外監査役	奥野 善彦	弁護士 元(株)整理回収機構社長

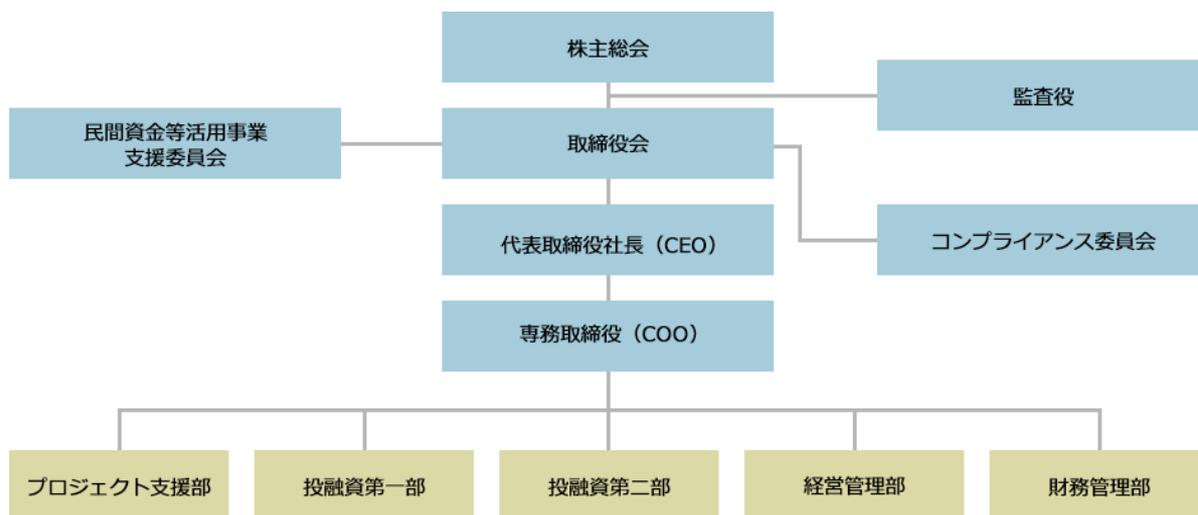
注) ◎ : 支援委員会委員長 ○ : 支援委員会委員 を表している。

IV. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18 名	-	40.1 歳	0.45 年

注) 出向者を含み、派遣社員を除く。

## V. 組織図



## VI. 第1期決算の概要

機構における第1期決算は以下に示すとおりである。なお、平成25年度の計算書類等については会計監査人による監査を受けるとともに、事業報告については監査役による監査を受けている。

### (1) 財産及び損益の状況

区分	第1期 (平成25年度)
営業損失(百万円)	240
経常損失(百万円)	243
当期純損失(百万円)	244
1株当たり当期純損失(円)	627.51
総資産(百万円)	19,805
純資産(百万円)	19,755
1株当たり純資産額(円)	49,388.09

## (2) 貸借対照表 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>19,641,824</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>47,813</b>
現金及び預金	13,634,462	未払金	21,592
有価証券	6,000,000	未払法人税等	18,004
営業投資有価証券	1,000	賞与引当金	3,165
その他	6,362	その他	5,052
<b>固 定 資 産</b>	<b>86,892</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,040</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>32,851</b>	役員退職慰労引当金	2,040
建物	14,470	<b>負 債 合 計</b>	<b>49,853</b>
工具器具備品	18,381	( 純 資 産 の 部 )	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,347</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>19,755,234</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>51,693</b>	<b>資 本 金</b>	<b>10,000,000</b>
敷金	50,548	<b>資 本 剰 余 金</b>	<b>10,000,000</b>
その他	1,144	資本準備金	10,000,000
<b>繰 延 資 産</b>	<b>76,371</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△ 244,765</b>
創立費	71,931	その他利益剰余金	△ 244,765
株式交付費	4,440	繰越利益剰余金	△ 244,765
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,755,234</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>19,805,088</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>19,805,088</b>

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 損益計算書 (平成 25 年 10 月 7 日～平成 26 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		-
営 業 費 用		240,266
営 業 損 失		240,266
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,651	
有 価 証 券 利 息	2,777	5,428
営 業 外 費 用		
創 立 費	7,992	
株 式 交 付 費	555	8,547
経 常 損 失		243,385
税 引 前 当 期 純 損 失		243,385
法人税、住民税及び事業税		1,379
当 期 純 損 失		244,765

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 株主資本等変動計算書 (平成 25 年 10 月 7 日～平成 26 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
			繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	-	-	-	-	-
当期変動額					
設立出資	9,375,000	9,375,000	-	18,750,000	18,750,000
新株の発行	625,000	625,000	-	1,250,000	1,250,000
当期純損失	-	-	△ 244,765	△ 244,765	△ 244,765
当期変動額合計	10,000,000	10,000,000	△ 244,765	19,755,234	19,755,234
当期末残高	10,000,000	10,000,000	△ 244,765	19,755,234	19,755,234

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## Ⅶ. 支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成二十五年内閣府告示第二百三十二号）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十三条第一項の規定に基づき、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

### 株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）が特定選定事業等支援の業務の実施並びに特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次の1から3までのいずれの事項も満たすこととする。

#### 1 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

機構が特定選定事業等支援を行おうとする対象事業者による事業（以下「対象事業」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれの事項も満たすこととする。

その際、対象事業に関する特定選定事業が、以下のプロセスを経たものであることに留意することとする。

- ・ 公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の実施方針の策定・公表手続
- ・ 公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の評価・選定・選定結果等の公表手続
- ・ 公共施設等の管理者等が公募の方法等により民間事業者を選定する場合において、当該民間事業者により経営能力、技術的能力及び収益性の観点から行われる検討等

##### (1) 公共性・公益性

対象事業が、地域経済の活性化を含む我が国経済の成長力強化に寄与するために民間の事業機会の創出及び民間主体の資本市場の確立を促進させるとの観点を踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有するものであること。

##### (2) 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用

対象事業に関する特定選定事業が、例えば、次の①から③までのような事業形態を始めとして、公共施設等の管理者等と民間事業者が協力し、当該民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用する形で、当該民間事業者が公共施設等の整備等の事業を実施することにより、公共施設等の効率的・効果的な整備等を実現するものであること。

###### ① 公共施設等運営権の活用

公共施設等運営権に基づき公共施設等の運営等を民間事業者が行うことにより、自由度の高い事業運営を可能とするものであること。

###### ② 附帯収益事業の活用

民間事業者が、例えば、次のア又はイのように、公共施設等の一部や余剰部分等を活用して附帯事業である収益事業を行うことにより、公共施設等の整備等の事業に寄与するものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要であると認めるもの。

ア 合築型事業

公共施設等と民間収益施設等との合築建築の場合において民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が必要であると認めるもの。

イ 併設型事業

併設等の形態により民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の実施に資すると認めるもの。

③ 公的不動産の有効活用など民間事業者による提案の活用

民間事業者の提案に基づき、当該民間事業者が公的不動産を有効利用するなどの形で、公共施設等の整備等の事業と民間収益施設等の整備等の事業とを一体的に実施すること等により、公共施設等の管理者等と当該民間事業者が協力して、付加価値の一層高い事業実施を可能とするものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要であると認めるもの。

(3) 収益面における出融資等適合性

対象事業が、次の①から④までのいずれの事項も満たすこと。

① 効率的・効果的な事業と見込まれること

対象事業が、効率的・効果的な事業であることが見込まれること。

② 適切な事業計画であること

対象事業の事業計画及び資金計画が、長期にわたり安定的な収入が見込まれる等、適切な内容であること。

③ 民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること

民間金融機関・民間投資家等からの十分な直接又は間接の投融資による資金供給が行われることが見込まれること。

④ 出融資等を行う資金の回収の蓋然性が高いと見込まれること

機構の支援開始後一定期間内に、出融資等を行う資金の適切な回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。

2 特定選定事業等支援の全般について機構が満たすべき事項

機構が特定選定事業等支援を行うに当たっては、対象事業に関する公共施設等の整備等に長期間を要するといった特性があることを踏まえ、長期にわたり安定的な業務運営を確保する観点から必要な事項は、次の(1)から(7)のいずれの事項も満たすこととする。

また、機構は、国の政策目的を実現するため、公的な資金を原資として特定選定事業等支援を行うことから、その設立趣旨に厳に即した出融資等を行うとともに、国の政策目的に即した出融資等業務の実施状況及び当該政策目的の達成状況等について、監督官庁であり出資者である国との間で、常時、密接に意見交換を行うための態勢を構築するものとする。

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度

毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めること。

(2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

特定選定事業等支援の対象事業が、特定の事業分野等に過度に偏ることがないように、適切な分散出融資等を行うことに努めること。

(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

個別の特定選定事業等支援案件について、公共施設等の管理者等、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者と連携しつつ、中長期的な観点及び事業年度毎の短期的な観点から事業・収支計画及び経営体制の精査、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資等を行うこと。

(4) 運用の透明性

特定選定事業等支援の対象事業についての対象事業者、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者との間における情報の適正な取扱いに留意しつつ、①当該対象事業に関する公共施設等の稼働状況、②当該公共施設等の稼働の前提となる重要な許認可・免許、重要な契約に係る契約条件の状況、③その他当該公共施設等の整備等に起因する様々なリスク等について十分な情報開示に努めるとともに、機構又は機構が行う出融資等の対象となる対象事業者に対して投融資する民間金融機関・民間投資家等に対する必要な説明を適時適切に行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

個別の特定選定事業等支援案件について、機構が我が国における特定選定事業に係る資金を調達することができる民間主体の資本市場の確立を促進するために先導的な出融資等を行うとの視点を十分に踏まえ、当該特定選定事業等支援の対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完するとともに、当該特定選定事業等支援の収益目標が類似の民間金融機関・民間投資家等の収益目標と比較して著しく異ならないようにする等、類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等に機構の業績、対象事業者の業績等を反映させる等、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備すること。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮すること。

3 出融資等手法に関する事項

(1) 間接出資に関する事項

① 支援対象となる対象事業者の選定に関する事項

機構は、次に掲げる全ての事項を満たす特定選定事業を支援する事業者（以下「特定選定事業支援事業者」という。）を、間接出資の支援対象となる対象事業者として選定するものとする。

ア 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、当該特定選定事業支援事業者が上記1に規定する事項を遵守するとともに、一定の経営の安

定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、特定選定事業の支援を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。

イ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、当該特定選定事業支援事業者が次のいずれかの事項を満たすものであること。

(ア) 当該特定選定事業支援事業者の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 当該特定選定事業支援事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

iii i 及び ii に掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(イ) 当該特定選定事業支援事業者が投融資を行う対象となる特定選定事業を実施する事業者の出資構成について、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業を実施する事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 当該特定選定事業を実施する事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ii 当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

iii i 及び ii に掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

ウ 当該特定選定事業支援事業者に対する機構の出資について、あらかじめ約した出資金額の枠内で、当該特定選定事業支援事業者からの資金要求に応じて、その都度払い込むものであることが契約において明らかにされていること。

## ② 特定選定事業支援事業者に対する要求等の対応に関する事項

機構は、次に掲げる方法により、支援対象となる特定選定事業支援事業者が本支援基準に規定する事項に即して特定選定事業の支援を行っているか否かを特定選定事業支援事業者との契約等に基づく報告要求、調査等を通じて確認するとともに、当該特定選定事業支援事業者に対する必要な要求等の適切な対応を行うものとする。

### ア 報告の要求等

機構は、定期的に、又は必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に対し事務の処理の状況その他の事項に関し報告を求め、又は当該特定選定事業支援事業者の業務及び財産の状況

を調査確認するものとする。

イ その他の必要な対応

機構は、特定選定事業等支援を円滑かつ確実に実施する観点から、必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者に対し、その他の適切な要求等を行うものとし、当該特定選定事業支援事業者が当該要求等に従わないときは、業務執行者の解任の提案等の適切な対応を行うものとする。

(2) 直接出資に関する事項

機構は、対象事業（特定選定事業を投融資により支援する事業を除く。以下同じ。）が上記1に規定する事項を満たしているにもかかわらず、民間金融機関・民間投資家等による匿名組合、投資事業有限責任組合等を経由した間接投融資が当該対象事業に対して十分に行われない場合であって、当該対象事業に関する民間金融機関・民間投資家等の出資の意向、地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握し、それらを勘案して必要と認められるときは、当該対象事業を実施する対象事業者に対し直接出資（原則として優先株式の取得によるものとする。）を行うものとする。この場合において、機構は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

① 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、対象事業者が上記1に規定する事項を遵守するとともに、公共施設等の整備等の能力を有し、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、対象事業を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。

② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用並びに経営の規律保持を図るため、当該対象事業者の出資構成については、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 当該対象事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

iii 当該対象事業者が対象事業の実施を目的とする子会社等と対象事業を実施する場合において、対象事業者及び当該子会社等に対する機構以外の者からの出資の合計額が、対象事業者に対する機構からの出資額以上となる場合

iv i から iii までに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(3) 融資等に関する事項

機構は、上記3(1)又は(2)に準じて、融資等（原則として劣後貸付け又は劣後債券の取得によるものとする。）を行うものとする。

(注) この支援基準における用語のうち、「特定選定事業」とは、選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金のみを自らの収入として收受する事業又は利用料金に加え特定選定事業に要する費用に相当する金額の一部として公共

施設等の管理者等から支払われるものについても自らの収入として収受する事業をいう。また、その他用語のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）において定義が定められているものについては、その例による。